

中央社会保険医療協議会 診療報酬改定結果検証部会（第5回）  
議事次第

平成18年6月7日（水）  
厚生労働省  
専用第15会議室（7階）

議 題

- 平成18年度診療報酬改定の結果の検証について

平成 18 年度診療報酬改定で新設された主な施設基準の届出状況

- 平成 18 年度診療報酬改定において新設された施設基準のうち、「ニコチン依存症管理料」、「在宅療養支援診療所」及び「コンタクトレンズ検査料 1」に係る平成 18 年 4 月 1 日及び 5 月 1 日時点での保険医療機関からの新規届出状況を各社会保険事務局から聴取し、速報値として以下のとおり取りまとめた。
- なお、施設基準に係る届出状況については、毎年 7 月 1 日現在の状況について各社会保険事務局から報告を受け、取りまとめることとしている。

(届出医療機関数の状況)

	4 月 1 日新規 届出数 (1)	5 月 1 日新規 届出数 (2)	5 月 1 日現在 届出総数(1)+(2)
ニコチン依存症管理料	1, 1 2 9	1 5 1	1, 2 8 0
在宅療養支援診療所	8, 1 5 5	4 4 0	8, 5 9 5
コンタクトレンズ検査料 1	6, 6 2 6	2 0 6	6, 8 3 2

※ 速報値につき、後日変更があり得るものである。

## (参考)

### <ニコチン依存症管理料>

- ・ ニコチン依存症と診断された患者のうち禁煙の希望がある者に対する一定期間の禁煙指導について評価を行う。

初回（1週目）	230点
2回目、3回目及び4回目（2週目、4週目及び8週目）	184点
5回目（最終回）（12週目）	180点

#### [対象患者]

以下のすべての要件を満たす者であること

- ・ ニコチン依存症に係るスクリーニングテスト（TDS）でニコチン依存症と診断された者であること
- ・ ブリンクマン指数（＝1日の喫煙本数×喫煙年数）が200以上の者であること
- ・ 直ちに禁煙することを希望し、「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会により作成）に則った禁煙治療プログラム（12週間にわたり計5回の禁煙治療を行うプログラム）について説明を受け、当該プログラムへの参加について文書により同意している者であること

#### [施設基準]

- ・ 禁煙治療を行っている旨を医療機関内に掲示していること
- ・ 禁煙治療の経験を有する医師が1名以上勤務していること
- ・ 禁煙治療に係る専任の看護職員を1名以上配置していること
- ・ 呼気一酸化炭素濃度測定器を備えていること
- ・ 医療機関の構内が禁煙であること

#### [算定要件]

- ・ 「禁煙治療のための標準手順書」（日本循環器学会、日本肺癌学会及び日本癌学会により作成）に則った禁煙治療を行うこと
- ・ 本管理料を算定した患者について、禁煙の成功率を地方社会保険事務局長へ報告すること
- ・ 初回算定日より1年を超えた日からでなければ、再度算定することはできないこととする。
- \* 本管理料の新設による効果については、診療報酬改定結果検証部会による検証の対象とする。

### <在宅療養支援診療所>

- ・ 高齢者ができる限り住み慣れた家庭や地域で療養しながら生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅での最期を迎えることも選択できるよう、診療報酬上の制度として新たに在宅療養支援診療所を設ける。

#### [在宅療養支援診療所の要件]

- ・ 保険医療機関たる診療所であること
- ・ 当該診療所において、24時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、その連絡先を文書で患家に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関の保険医との連携により、当該診療所を中心として、患家の求めに応じて、24時間往診が可能な体制を確保し、往診担当医の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関、訪問看護ステーション等の看護職員との連携により、患家の求めに応じて、当該診療所の医師の指示に基づき、24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保し、訪問看護の担当看護職員の氏名、担当日等を文書で患家に提供していること
- ・ 当該診療所において、又は他の保険医療機関との連携により他の保険医療機関内において、在宅療養患者の緊急入院を受け入れる体制を確保していること
- ・ 医療サービスと介護サービスとの連携を担当する介護支援専門員（ケアマネジャー）等と連携していること
- ・ 当該診療所における在宅看取り数を報告すること 等

### <コンタクトレンズに係る診療の評価>

- コンタクトレンズに係る診療について、以下のとおり保険給付の範囲を明確化して周知徹底を図るとともに、その運用が適切に行われるよう個別指導を重点的に実施する。
  - ・ コンタクトレンズの処方を行った後、疾病に罹患していることが疑われないにもかかわらず、定期的にコンタクトレンズ装用者に眼科学的検査等を行うことは、保険給付の対象とはならない。
  - ・ コンタクトレンズの処方に係る診療については、屈折異常の患者に対する診療が継続しているものとして、初診料は第1回の診療のときのみ算定できる。
- コンタクトレンズに係る診療について算定する点数として、定型的に実施される眼科学的検査に係る費用を包括したコンタクトレンズ検査料を新設する。

・コンタクトレンズ検査料（Ⅰ）	初診時	387点	再診時	112点
・コンタクトレンズ検査料（Ⅱ）	初診時	193点	再診時	56点

検証項目（案）その1 ～特別調査を中心に検証を行うもの～

項目	検証の視点	検証方法	具体的な調査方法	スケジュール(18年度、19年度)	重要度
医療費の内容の分かる領収証の発行	・明細書の発行状況等	特別調査	【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①医療機関を抽出しアンケート調査を実施 <調査項目> ・明細書発行開始時期 ・月当たり発行件数 ・実費徴収の有無・徴収額 ②回収した調査票を基に、明細書の発行状況を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計	◎
セカンドオピニオンの推進 (診療情報提供料Ⅱ)	・診療回数 ・セカンドオピニオン外来実施医療機関への受診状況	社会医療診療行為別調査等 特別調査	①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握 【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①セカンドオピニオン外来を実施している医療機関に対し、アンケート調査を実施 <調査項目> ・受診者数の推移 ・費用徴収について ②回収した調査票を基に、受診状況を把握	19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表 18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計	
生活習慣病指導管理料の見直し	・療養計画書様式の変更による患者の理解度	特別調査	【保険者に対し調査協力を依頼】 ①生活習慣病管理料を算定している医療機関及びその医療機関に受診した患者を特定し、アンケート調査を実施 <調査項目> ・変更前の様式と比べ、分かりやすくなったか ・計画書通りに実行されているか ②回収した調査票を基に、患者の理解度を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計	○
ニコチン依存症管理料の新設	・実施医療機関数の状況 ・診療回数 ・禁煙成功率の状況	施設基準の届出状況 社会医療診療行為別調査等 社会保険事務局長への報告 特別調査	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握 ①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握 ①社会保険事務局長への報告を基に、禁煙成功率の状況を把握 【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①ニコチン依存症管理料を算定している医療機関を特定し、アンケート調査を実施 <調査項目> ・指導終了3ヶ月後の禁煙継続の状況 ②回収した調査票を基に、禁煙継続の状況を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計 19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計 18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計	◎

項目	検証の視点	検証方法	具体的な調査方法	スケジュール(18年度、19年度)	重要度
リハビリテーションに係る評価	・改定に係る影響調査	特別調査	【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①算定医療機関を特定しアンケート調査を実施 <調査項目> ・受診患者数及び算定開始日、終了日 ・除外対象患者数及び算定開始日、終了日 ②回収した調査票を基に、算定日数制限除外患者の状況等を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計	◎
	・届出医療機関数の状況	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計	
	・診療回数 の状況	社会医療診療行為別調査等	①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握	18年9月 17年社会医療診療行為別調査公表 19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表	
地域連携パスによる医療機関の連携体制の評価	・実施医療機関数の状況	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計	○
	・連携医療機関数の状況	特別調査	【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①届出医療機関に対してアンケート調査を実施 <調査項目> ・連携医療機関数 ②回収した調査票を基に、連携医療機関数を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計	
	・平均在院日数の状況等		【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①届出医療機関に対してアンケート調査を実施 <調査項目> ・対象患者数の変化 ・当該患者に係る在院日数の変化 ②回収した調査票を基に、在院日数の状況等を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計	
紹介率を要件とする入院基本料等加算の廃止	・患者数の状況(紹介患者数、入院・外来比、救急実施医療機関数等)	特別調査	【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①旧急性期特定入院加算算定医療機関に対し、アンケート調査を実施 <調査項目> ・紹介率の変化 ・外来患者数の変化 ②回収した調査票を基に、改定に係る影響を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計	○
	・診療回数 の状況	社会医療診療行為別調査等	①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握	18年9月 17年社会医療診療行為別調査公表 19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表	

項目	検証の視点	検証方法	具体的な調査方法	スケジュール(18年度、19年度)	重要度
医療安全対策加算の新設	・医療機関数の状況	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計	○
	・医療安全管理者の配置による状況の変化	特別調査	【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①医療機関を特定し、アンケート調査、実地調査を実施 ＜調査項目＞ ・医療安全管理者配置前後の状況 ②回収した調査票及び実地調査結果を基に、改定に係る影響を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計 18年12月 実地調査	
褥瘡ハイリスク患者ケア加算の新設	・医療機関数の状況	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計	○
	・患者数の状況	特別調査	【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①医療機関を特定し、アンケート調査、実地調査を実施 ＜調査項目＞ ・褥瘡管理者配置前後の状況 ②回収した調査票及び実地調査結果を基に、改定に係る影響を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計 18年12月 実地調査	
	・褥瘡管理者の配置による状況の変化		【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①医療機関を特定し、アンケート調査、実地調査を実施 ＜調査項目＞ ・褥瘡管理者配置前後の状況 ②回収した調査票及び実地調査結果を基に、改定に係る影響を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計 18年12月 実地調査	
後発医薬品の使用促進のための環境整備（処方せん様式の変更）	・後発医薬品への変更可のチェック数	特別調査	【保険薬局に対し調査協力を依頼】 ①保険薬局に対し、アンケート調査を実施 ＜調査項目＞ ・月当たり受付枚数、チェック数 ・後発医薬品への変更患者数 ・医療機関への情報提供の実施状況 ②回収した調査票を基に、状況を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計	◎
透析医療に係る評価の適正化	・夜間透析実施医療機関の状況	特別調査	【医療機関に対し調査協力を依頼】 ①医療機関を特定し、アンケート調査を実施 ＜調査項目＞ ・夜間透析の実施状況(改定前後) ・EPOの使用状況 ・貧血の程度 ②回収した調査票を基に、状況を把握	18年10月 調査票発送 18年12月 調査票回収・集計	

項目	検証の視点	検証方法	具体的な調査方法	スケジュール(18年度、19年度)	重要度
歯科診療における情報提供の推進	・文書による情報提供に対する患者の意識(満足度)等	特別調査	<p>【保険者に対し調査協力を依頼】</p> <p>①歯科疾患総合指導料を算定している医療機関及びその医療機関に受診した患者を特定し、アンケート調査を実施</p> <p>&lt;調査項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書作成に係る事務負担等</li> <li>・文書提供による患者の満足度</li> <li>・文書提供による治療効果の有無</li> </ul> <p>②回収した調査票を基に、患者の理解度を把握</p>	<p>18年10月 調査票発送</p> <p>18年12月 調査票回収・集計</p>	◎

検証項目（案）その2 ～既存の調査結果を中心に検証を行うもの～

項目	検証の視点	検証方法	具体的な調査方法	スケジュール(18年度、19年度)
在宅療養支援診療所の評価	・届出医療機関数の状況	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計
	・当該診療所における診療回数 の状況	社会医療診療行為別調査等	①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握	19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表
	・在宅看取り数の状況	社会保険事務局長への報告	①社会保険事務局長への報告を基に、在宅看取り数の状況を把握	19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計
小児医療に係る評価	・届出医療機関数の状況	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計
	・診療回数 の状況	社会医療診療行為別調査等	①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握	18年9月 17年社会医療診療行為別調査公表 19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表
産科医療に係る評価	・届出医療機関数の状況	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計
	・診療回数 の状況	社会医療診療行為別調査等	①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握	19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表
麻酔に係る評価	・届出医療機関数の状況	社会保険事務局長への届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計
	・診療回数 の状況	社会医療診療行為別調査等	①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握	18年9月 17年社会医療診療行為別調査公表 19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表
急性期入院医療の実態に即した看護配置の適切な評価	・医療機関数の状況	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計
有床診療所における入院医療の評価の見直し	・医療機関における収支状況	医療経済実態調査	①医療経済実態調査の結果を基に、改定前後の収支状況を把握	18年7月 17年医療経済実態調査本報告 19年6月 19年医療経済実態調査実施 19年12月 19年医療経済実態調査速報
	・平均在院日数の変化	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、平均在院日数の状況を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計



項目	検証の視点	検証方法	具体的な調査方法	スケジュール(18年度、19年度)
医療技術に係る評価 (臓器移植の保険適用)	・実施件数の状況	健康局からの報告	①実施医療機関における実施状況を把握	
電子化加算の新設	・医療機関数の状況(要件毎)	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計
	・診療回数 の状況	社会医療診療行為別調査等	①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握	18年9月 17年社会医療診療行為別調査公表 19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表
コンタクトレンズに係る診療の評価の適正化	・医療機関数の状況	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計
	・診療回数 の状況	社会医療診療行為別調査等	①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握	19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表
歯科診療報酬について				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歯科疾患総合指導料の新設</li> <li>・地域歯科診療支援病院歯科初・再診料の新設</li> <li>・歯科疾患継続管理診断料の新設</li> <li>・機械的歯面清掃加算の新設</li> </ul>	・実施医療機関数の状況	施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計
	・診療回数 の状況	社会医療行為別調査等	①社会医療診療行為別調査における算定回数の把握	18年9月 17年社会医療診療行為別調査公表 19年9月 18年社会医療診療行為別調査公表

検証項目（案）その3 ～診療報酬調査専門組織における調査結果を中心に検証を行うもの～

項目	検証の視点	検証方法	具体的な調査方法	スケジュール(18年度、19年度)
DPCに係る評価	・改定に係る影響調査	診療報酬調査専門組織による検証	①診療報酬調査専門組織において調査を実施	未定
慢性期入院医療に係る評価	・改定に係る影響調査 ・医療機関数の状況	診療報酬調査専門組織による検証	①診療報酬調査専門組織において調査を実施	未定
		施設基準の届出状況	①施設基準の届出状況を基に、届出医療機関数を把握	18年9月 社会保険事務局長からの報告 18年11月 集計 19年9月 社会保険事務局長からの報告 19年11月 集計